

外国船の沿岸輸送特許の確認について

昭和 38 年 6 月 8 日蔵関第 776 号

改正 平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 235 号

改正 平成 13 年 1 月 6 日財関第 4 号

標記のことについて、別紙のとおり運輸省海運局長（現：国土交通省海事局長）から依頼があつたが、地方海運局から外国船の沿岸輸送特許の通知がある場合には、その特許内容に対する違反の有無を確認することとし、違反事実が発見された場合には運輸大臣（現：国土交通大臣）あて通知することとされたい。

なお、数港揚げの外国貨物につき、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）67 の 2-3-1 の(4)（輸入貨物の一括本船扱）の適用を受けて最初の港において一括本船扱を認めた場合において、他港揚げ分の貨物を当該本船に積載のまま内貨輸送する場合は、船舶法（明治 32 年法第 46 号）第 3 条本文（(外国船舶による不開港場への寄港等の禁止)）の規定により禁止されている「輸送」には該当しない扱いとなっているので留意されたい。

別 紙

海運第 181 号

昭和 38 年 5 月 20 日

大蔵省関税局長 殿

運輸省 海運局長

外国船の沿岸輸送特許の確認について

標記の件に関し、さきに行政管理庁からの勧告に基づき検討したところ、外国船の沿岸輸送特許の確認については、貴省の出先機関に依頼のうえ、下記要領により実施いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

記

1 実施要領

沿岸輸送の特許については、特許のつど地方海運局から税関に通知しますので、税関においては、本船に対し既に交付してある特許書に基づき、その特許内容（品目又は人数）を照合のうえ違反の有無を確認していただきました。

2 違反事実発見後の処理

違反事実が発見された場合は、速かにその違反事実の内容を記載した文書を地方海運局を經由して運輸大臣あて報告願いたい。